

1. 既存制度と解釈の整理（文部科学省への確認）

Q1 学校施設を学校教育外の用途に使用することは許容されるのか？

A1 学校施設の目的外使用については、学校教育上支障のない限り認めることができる。なお、学校施設の目的外使用を許可するか否かは、管理機関の判断によることとされている。

Q2 「学校教育上支障のない限り」というのはどのような場合か？

A2 学校教育上の支障とは、物理的支障に限らず、教育的配慮から、児童、生徒に対し精神的悪影響を与え、学校の教育方針にもとることとなる場合も含まれ、現在の具体的な支障だけでなく、将来における教育上の支障が生じるおそれが明白に認められる場合も含まれる。

Q3 公立学校施設整備費補助金や学校施設環境改善交付金等を受けて建設した施設を、学校教育外の用途に使用することは許容されるのか？

A3 国庫補助を受けて整備した学校施設について、処分制限期間内に補助目的外の転用等を行う場合には、原則として、国庫補助金相当額の国庫納付等を条件に文部科学大臣の承認を得る財産処分手続が必要である。
なお、補助事業完了後10年以上経過した建物等の無償による財産処分（転用・貸与・譲渡等）については、相手方を問わず国庫納付金を要さない取り扱いとし、報告をもって文部科学大臣の承認があったものとみなす。

また、学校教育の目的で使用している学校施設について、放課後や休日等を利用し、学校教育に支障を及ぼさない範囲において一時的に学校教育以外の用に供するなどの場合には、財産処分には該当せず、手続は不要である。（ただし、他の用途の専用として活用しており、1年を超えて学校教育目的として使用しない場合は、「一時的な使用」とは言えないことから、財産処分手続が必要である。）

Q4 公立学校施設を目的外使用する上で、民間事業者が収益をあげる事業を行うことは許容されるのか？

A4 営利目的の有無に関わらず、学校教育上支障のない限りは、学校施設の目的外使用は許容される。

Q5 学校施設の目的内使用/目的外使用を判断する基準はあるか？

A5 学校教育の目的については教育基本法や学校教育法に定めがあり、それらの規定を踏まえ、学校の管理機関がそれぞれの実情に応じ、判断することである。

Q6 学校教育に支障のない範囲において、民間事業者が学校施設内で収益事業を展開するには、どのような制度を活用できる可能性があるか？

A6 自治体の事情に応じ、法令に基づき、民間事業者との契約の中で最適な手法を判断して良いと考えられる。

※ただし、以下の制度については、対象施設との範囲において、採用可否にかかる丁寧な検討が必要となる。

【指定管理者制度】

総務省自治行政局長通知（通知平成15年7月17日総行第87号）（抄）において、「道路法、河川法、学校教育法等個別の法律において公の施設の管理主体が限定される場合には、指定管理者制度を採ることができないものであること。」と明記されている。

【公共施設等運営権】

公共施設等運営権の設定対象は、利用料金（公共施設等の利用に係る料金をいう。）を徴収する施設に限る。という点で、学校はそもそも利用料金を徴収する施設ではないため、採用は現実的ではない。

Q7 公立学校施設の中でも、民間事業者による利活用が想定される諸室（特別教室、多目的室、体育館、プール）を、社会教育施設として整備することで、指定管理者制度を適用することは可能か？

A7 小学校設置基準第9条は、校舎に備えるべき施設（教室（普通教室、特別教室等）、図書室、保健室、職員室）を規定している。

一方で、第12条は、「特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上の支障がない場合は、他の学校等の施設を使用することができる」としている。

これにより、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上の支障がない場合は、教室（普通教室、特別教室等）、体育館、プール等の施設を社会教育施設として整備し、指定管理者制度を適用することも可能であると考えられる。中学校、高等学校についても同様である。

ただし、設置者である各地方公共団体の教育委員会が、教育活動の事業主体として学校教育の目的を十分に果たすことができるよう、当該施設を長期に渡り安定して使用する条件を取得している場合等、教育上及び安全上支障がないことに留意する必要がある。また、公共施設の共用化を行う場合には、事故防止や防犯面の配慮等（児童生徒と一般利用者の導線の区別、児童生徒の個人所有物の管理等）にも留意することが求められる。

また、既存の学校施設を社会教育施設として用途変更する際には、当該施設が国庫補助を受けて整備した施設である場合、財産処分手続きが必要となる。

（但し、都市計画法及び建築基準法上、用途地域が第一種、第二種低層住居専用地域、第一種、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、田園住居専用地域、工業専用地域である場合等には、住環境の保護等のため、学校施設以外での体育館、プールの建設は制限される場合がある。）

2. 参照法令・ガイドライン一覧

Q1 学校施設を学校教育外の用途に使用することは許容されるのか？

Q2 「学校教育上支障のない限り」というのはどのような場合か？

法令等名称 (URL)	根拠条文	規制内容
日本国憲法	89条	公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。
地方自治法	238条の4第7項	行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。
学校教育法	137条	学校教育上支障のない限り、学校には、社会教育に関する施設を附置し、又は学校の施設を社会教育その他公共のために、利用させることができる。 なお、「逐条学校教育法（第9次改訂版、鈴木勲）」によれば、「『学校教育上支障のない限り』とは、国有財産法又は地方自治法上の『その他用途又は目的を妨げない限度において』を学校について言いかえたものであるにすぎず、特に他の行政財産以上に、特別の要件を加重したとは考えられない。」と解されている。また、その判断において教育上の支障も考慮することとなる結果として、「例えば、場所に余裕があっても、ある種の興行のようなものは、およそ教育の場で行われるにはふさわしくないような場合もありうる」とされている。
学校施設の確保に関する政令	3条1項	学校施設は、学校が学校教育の目的に使用する場合を除く外、使用してはならない。但し、左の各号の一に該当する場合は、この限りでない。 一 法律又は法律に基く命令の規定に基いて使用する場合 二 管理者又は学校の長の同意を得て使用する場合
地方教育行政の組織及び運営に関する法律	21条2号	教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。 二 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）の管理に関すること。
最高裁平成18年2月7日第三小法廷判決	（民集60巻2号401頁、判時1936号63頁）	学校教育上の支障とは、物理的支障に限らず、教育的配慮の観点から、児童、生徒に対し精神的悪影響を与え、学校の教育方針にもとることとなる場合も含まれ、現在の具体的な支障だけでなく、将来における教育上の支障が生ずるおそれが明白に認められる場合も含まれる
社会教育法	44条1項、45条、46条、47条1項	学校の管理機関は、学校教育上支障がないと認める限り、その管理する学校の施設を社会教育のために利用に供するよう努めなければならない。（44条1項） 社会教育のために学校の施設を利用しようとする者は、当該学校の管理機関の許可を受けなければならない。（45条1項） 前項の規定により、学校の管理機関が学校施設の利用を許可しようとするときは、あらかじめ、学校の長の意見を聞かなければならない。（45条2項） 国又は地方公共団体が社会教育のために、学校の施設を利用しようとするときは、前条の規定にかかわらず、当該学校の管理機関と協議するものとする。（46条） 第45条の規定による学校施設の利用が一時的である場合には、学校の管理機関は、同条第1項の許可に関する権限を学校の長に委任することができる。（47条1項） 前項の権限の委任その他学校施設の利用に関し必要な事項は、学校の管理機関が定める。（47条2項）

Q1 学校施設を学校教育外の用途に使用することは許容されるのか？

Q2 「学校教育上支障のない限り」というのはどのような場合か？

法令等名称 (URL)	根拠条文	規制内容
スポーツ基本法	13条1項	学校教育法第二条第二項に規定する国立学校及び公立学校並びに国及び地方公共団体が設置する幼保連携型認定こども園の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。
東京都教育財産管理規則	15条	<p>教育財産は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その用途又は目的を妨げない限度において使用を許可することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 国又は地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため使用するとき。 二 都の指導監督を受け、都の事務事業を補佐し、又は代行する団体において、補佐し、又は代行する事務事業の用に供するため使用するとき。 三 電気事業、ガス供給事業その他の公益事業の用に供するため使用させるとき。 四 職員、児童生徒、入館者等施設を利用する者のため、食堂、売店等を経営させるとき。 五 隣接する土地の所有者又は使用者がその土地を利用するため、使用させることがやむを得ないと認められるとき。 六 災害その他緊急事態の発生により応急施設として短期間使用させるとき。 七 公の学術調査研究、公の施策等の普及宣伝その他公共目的のために行なわれる講演会、研究会等の用に短期間使用させるとき。 八 前各号のほか、特に必要があると認めるとき。

Q3 公立学校施設整備費補助金や学校施設環境改善交付金等を受けて建設した施設を、学校教育外の用途に使用することは許容されるのか？

法令等名称 (URL)	根拠条文	規制内容
義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律	1条	この法律は、公立の義務教育諸学校等の施設の整備を促進するため、公立の義務教育諸学校の建物の建築に要する経費について国がその一部を負担することを定めるとともに、文部科学大臣による施設整備基本方針の策定及び地方公共団体による施設整備計画に基づく事業に充てるための交付金の交付等について定め、もつて義務教育諸学校等における教育の円滑な実施を確保することを目的とする。
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律	11条	補助事業者等は、法令の定並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件その他法令に基く各省各庁の長の処分に従い、善良な管理者の注意をもつて補助事業等を行わなければならない(11条1項)。 間接補助事業者等は、法令の定及び間接補助金等の交付又は融通の目的に従い、善良な管理者の注意をもつて間接補助事業等を行わなければならない(11条2項)。
//	22条、 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令14条1項	補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けなくて、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。(法22条)。 法第二十二条ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。(施行令14条) 一 補助事業者等が法第七条第二項の規定による条件に基き補助金等の全部に相当する金額を国又は補助実施法人に納付した場合 二 補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して各省各庁の長又は補助実施法人の代表者が定める期間を経過した場合
文部科学省一般会計補助金等に係る財産処分承認基準について(通知)(平成20年6月16日付20文科会第189号)		補助事業者等が財産処分を行う場合には、文部科学大臣に財産処分承認申請書を提出することにより、申請手続を行う。 補助対象財産の業務時間外の時間帯や休日を利用し、本来の事業に支障を及ぼさない範囲で一時的に他用途に使用する場合は、「一時使用」であって財産処分に該当せず、承認申請手続は不要である
公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認について(通知)(令和6年5月31日付6文科施第169号)		補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の規定に基づき、財産処分を行おうとする場合には、財産処分承認申請書を文部科学大臣に提出し、承認を得るものとする。 なお、学校教育の目的で使用している学校施設について、放課後や休日等を利用し、学校教育に支障を及ぼさない範囲において一時的に学校教育以外の用に供するなどの場合には、財産処分には該当せず、手続は不要である

Q4 公立学校施設を目的外使用する上で、民間事業者が収益をあげる事業を行うことは許容されるのか？

法令等名称 (URL)	根拠条文	規制内容
令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項 文部科学省 第2次回答	(整理番号) 265	<p>学校施設の目的外使用における営利目的利用の可否の明確化について <文部科学省 一次回答> 学校教育法第 137 条では、学校教育上支障のない限り、学校の施設を社会教育その他公共のために、利用させることができると規定されているところ、本条は、「社会教育その他公共のため」にのみ使用を限定する趣旨のものではないと解されます。 このことから、営利目的の有無に関わらず、学校教育上支障のない限りは、同条の規定には抵触しないものと考えられます。</p> <p><文部科学省 二次回答> 学校施設の目的外利用に関する法令上の規定は、学校教育法第 137 条に加え、地方自治法第 238 条の4第7項において行政財産一般の目的外利用に関する規定、社会教育法第 44 条、スポーツ基本法第 13 条において学校施設の利用に関する規定等が存在しています。これらの規定により、学校施設の目的外利用については、「学校教育上支障のない限り」認めることができるとされており、学校教育法第 137 条は、「社会教育その他公共のため」にのみ使用を限定する趣旨のものではないと解釈されます。</p>

Q5 学校施設の目的内使用/目的外使用を判断する基準はあるか？

法令等名称 (URL)	根拠条文	規制内容
教育基本法	5条2項	<p>義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。</p>
学校教育法	21条、29条、45条、50条	<p>義務教育として行われる普通教育は、教育基本法第五条第二項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。(21条)</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。 二 学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。 三 我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。 四 家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項について基礎的な理解と技能を養うこと。 五 読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと。 六 生活に必要な数量的な関係を正しく理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。 七 生活にかかわる自然現象について、観察及び実験を通じて、科学的に理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。 八 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図ること。 九 生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸その他の芸術について基礎的な理解と技能を養うこと。 十 職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。 <p>小学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とする。(29条)</p> <p>中学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする。(45条)</p> <p>高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。(50条)</p>

Q6 学校教育に支障のない範囲において、民間事業者が学校施設内で収益事業を展開するには、どのような制度を活用できる可能性があるか？

法令等名称 (URL)	根拠条文	規制内容
教育基本法	6条1項	法律に定める学校は、公の性質を有するものであつて、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。
学校教育法	2条1項、5条、137条	<p>学校は、国、地方公共団体及び私立学校法第三条に規定する学校法人のみが、これを設置することができる。(2条1項)</p> <p>学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定のある場合を除いては、その学校の経費を負担する。(5条)</p> <p>学校教育上支障のない限り、学校には、社会教育に関する施設を附置し、又は学校の施設を社会教育その他公共のために、利用させることができる。(137条)</p>
地方教育行政の組織及び運営に関する法律	21条	<p>教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。</p> <p>一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関(以下「学校その他の教育機関」という。)の設置、管理及び廃止に関すること。</p> <p>二 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産(以下「教育財産」という。)の管理に関すること。</p> <p>七 校舎その他の施設及び教員その他の設備の整備に関すること。</p> <p>九 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。</p> <p>十 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。</p> <p>十二 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。</p> <p>十三 スポーツに関すること。</p> <p>十四 文化財の保護に関すること。</p> <p>十六 教育に関する法人に関すること。</p> <p>十八 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。</p> <p>十九 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること。</p>
地方自治法	238条の4第1項、同条2項 238条の4第7項 243条、243条の2、 244条の2第3項、8項、9項	<p>一定の例外を除き、行政財産を貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。(238条の4第1項、2項)</p> <p>行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。(238条の4第7項)</p> <p>普通地方公共団体は、法律若しくはこれに基づく政令に特別の定めがある場合又は次条第一項の規定により委託する場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行わせてはならない。(243条)</p> <p>普通地方公共団体の長は、公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者のうち当該普通地方公共団体の長が総務省令で定めるところにより指定するものに、この条から第二百四十三条の二の六までの規定の定めるところにより、公金事務を委託することができる。(243条の2)</p> <p>普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。(244条の2第3項)</p> <p>普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金(次項において「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として收受させることができる。(244条の2第8項)</p> <p>前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。(244条の2第9項)</p>

Q6 学校教育に支障のない範囲において、民間事業者が学校施設内で収益事業を展開するには、どのような制度を活用できる可能性があるか？

法令等名称 (URL)	根拠条文	規制内容
地方自治法施行令	173条の2	<p>地方自治法第二百四十三条の二の四第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる普通地方公共団体の歳入のうち、同法第二百四十三条の二第二項に規定する指定公金事務取扱者（次項において「指定公金事務取扱者」という。）が徴収することにより、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると普通地方公共団体の長が認めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 使用料 二 手数料 三 賃貸料 四 物品売払代金 五 寄附金 六 貸付金の元利償還金 七 第一号及び第二号に掲げる歳入に係る延滞金並びに第三号から前号までに掲げる歳入に係る遅延損害金
総務省自治行政局長通知（通知）（平成15年7月17日 総行行第87号）		<p>公の施設の管理に関する指定管理者制度の採用について通知する。 道路法、河川法、学校教育法等個別の法律において公の施設の管理主体が限定される場合には、指定管理者制度を採ることができないと示す。</p>
民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律	2条1項3号、同条2項	<p>この法律において「公共施設等」とは、次に掲げる施設（設備を含む。）をいう。（2条1項） 三 <u>教育文化施設</u>、スポーツ施設、集会施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、更生保護施設、駐車場、地下街その他の公益的施設及び賃貸住宅</p> <p>この法律において「特定事業」とは、公共施設等の整備等（公共施設等の建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。以下同じ。）に関する事業（市街地再開発事業、土地区画整理事業その他の市街地開発事業を含む。）であって、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施されるものをいう。（2条2項）</p> <p>※なお、学校教育法上の「学校」は「公共施設等」としての「教育文化施設」（2条1項3号）に該当する。</p>
//	2条6項	<p>この法律において「公共施設等運営事業」とは、特定事業であって、第十六条の規定による設定を受けて、公共施設等の管理者等が所有権（公共施設等を構成する建築物その他の工作物の敷地の所有権を除く。第二十九条第四項において同じ。）を有する公共施設等（利用料金（公共施設等の利用に係る料金をいう。以下同じ。）を徴収するものに限る。）について、運営等（運営及び維持管理並びにこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。以下同じ。）を行い、利用料金を自らの収入として収受するものをいう。</p>
「公共施設等の整備等において民間事業者の行い得る業務範囲」について（平成16年6月内閣府民間資金等活用事業推進室）	3項	<p>民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する関係省庁連絡会議において、民間事業者がPFI事業として行い得る業務の範囲についてとりまとめられたもので、公立学校についても言及する。 公立学校については、地方公共団体の管理者等の権限を踏まえたPFI事業範囲の例示をしており、学校教育に係る業務以外で、例えば、「施設の維持補修等メンテナンス」、「施設の清掃」、「警備」、「情報システム管理」、「プールの運営業務（学校教育に支障の無いもの）」については委託が可能である。としている。</p>

Q7 公立学校施設の中でも、民間事業者による利活用が想定される諸室（特別教室、多目的室、体育館、プール）を、社会教育施設として整備することで、指定管理者制度を適用することは可能か？

法令等名称 (URL)	根拠条文	規制内容
小学校設置基準 (平成十四年三月二十九日 文部科学省令第十四号)	9条、10条、12条	<p>校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えるものとする。(9条1項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 教室(普通教室、特別教室等とする。) 二 図書室、保健室 三 職員室 <p>校舎には、前項に掲げる施設のほか、必要に応じて、特別支援学級のための教室を備えるものとする。(9条2項)</p> <p>小学校には、校舎及び運動場のほか、体育館を備えるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。(10条)</p> <p>小学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。(12条)</p>
中学校設置基準 (平成十四年三月二十九日 文部科学省令第十五号)	9条、10条、12条	<p>校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えるものとする。(9条1項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 教室(普通教室、特別教室等とする。) 二 図書室、保健室 三 職員室 <p>校舎には、前項に掲げる施設のほか、必要に応じて、特別支援学級のための教室を備えるものとする。(9条2項)</p> <p>中学校には、校舎及び運動場のほか、体育館を備えるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。(10条)</p> <p>中学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。(12条)</p>
高等学校設置基準 (昭和三十二年文部省令第一号(平成十六年三月三十一日改正))	15条、16条、18条	<p>校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えるものとする。(15条1項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 教室(普通教室、特別教室等とする。) 二 図書室、保健室 三 職員室 <p>校舎には、前項に掲げる施設のほか、必要に応じて、専門教育を施すための施設を備えるものとする。(15条2項)</p> <p>高等学校には、校舎及び運動場のほか、体育館を備えるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。(16条)</p> <p>高等学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。(18条)</p>